

まちからのお知らせ

国民年金

ご存知ですか？

高齢者基礎年金の

繰り上げ受給に当たっての注意点



国民年金のうち、老齢基礎年金を受給する年齢は六十五歳です。しかし繰り上げ支給制度があり、希望者は六十歳から六十四歳までの間に繰り上げて受給することができます。普通より早く年金を受給することになるので、年金を受給する年齢によって、年金額が減額されます。例えば、六十歳で受給を開始すれば、六十五歳で受給する場合は、六十八%の金額になります。このように、老齢基礎年金は繰り上げ支給を希望すると、年金額が減額され、その割合は生涯変わりません。そのほかにも次のような注意点があります。

◆繰り上げ請求した後に障害になつた場合でも、基礎年金は受給できません。  
◆寡婦年金は、繰り上げ請求すると受給できなくなります。

◆厚生年金保険や共済組合の加入期間がある人に六十歳から支給される、特別支給の老齢厚生年金または退職共済年金は、繰り上げ請求したときから六十五歳までは支給が停止されます。

◆遺族厚生年金または遺族共済年金受給者が、老齢基礎年金の繰り上げ請求をした場合、六十四歳までは支給が停止されます。

◆第二号被保険者（会社員や公務員）になつたときには、老齢基礎年金は支給停止となります。

◆国民年金の高齢任意加入はできなくなります。

戦没者等の遺族の皆様へ

特別弔慰金の請求は

平成10年3月31日までです

●平成7年4月1日において、遺族の中に公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する者がいない場合に、戦没者等の死亡当時に三親等内で、定められた要件にあつた遺族の方に、特別弔慰金として、額面40万円、10年償還の国債が支給されます。

●請求の受付は平成10年3月31日までです。まだ請求されていらない遺族の方は、なるべく手続きをしましょう。  
●詳しくは県庁援護室  
(☎0839-332800)  
又は役場福祉係  
(☎37-2111) までお問い合わせ下さい。

当選者発表

「県民健康の日（7月7日）」  
クロスワードパズル（広報へき7月号）

- 1 答え けんこうかぞく
- 2 応募総数 72件（内正解 70件）
- 3 賞品 万歩計
- 4 当選者

岡本	功次	(長門市)
溝部	和代	( 〃 〃 )
相部	ひで子	( 〃 〃 )
角村	綾子	(三隅町)
奥田	タキ子	(日置町)
前田	紀子	( 〃 〃 )
中山	野剛	( 〃 〃 )
山田	順子	( 〃 〃 )
長尾	嬉子	(油谷町)
森本	タミヨ	( 〃 〃 )